

日光国立公園  
(那須甲子・塩原地域)

公園計画書  
(公園計画の一部変更)

# 目 次

1	変更理由	.....
2	規制計画	
(1)	保護規制計画	.....
ア	特別地域	.....
(ア)	第2種特別地域	.....
イ	面積内訳	.....
(ア)	地域地区別土地所有別面積(変更後)	.....
(イ)	地域地区別市町村別面積	.....
3	施設計画	
(1)	利用施設計画	.....
ア	集団施設地区	.....
イ	単独施設	.....
ウ	道路	.....
(ア)	車道	.....
(イ)	歩道	.....
4	参考事項	
(1)	指定植物	.....
(2)	過去の経緯	.....
(3)	公園区域	.....
(4)	規制計画	.....
ア	保護規制計画	.....
(ア)	特別地域	.....
①	特別保護地区	.....
②	第1種特別地域	.....
③	第2種特別地域	.....
④	第3種特別地域	.....
(イ)	普通地域	.....
(ウ)	面積内訳	.....
①	地域地区別土地所有別面積	.....
②	地域地区別市町村別面積	.....

- (5) 施設計画 .....
- ア 利用施設計画 .....
- (ア) 集団施設地区 .....
- (イ) 単独施設 .....
- (ウ) 道路 .....
- ①車道 .....
- ②歩道 .....
- (エ) 運輸施設 .....

## 1 変更理由

日光国立公園は、昭和9年12月4日に阿寒、大雪山、中部山岳及び阿蘇国立公園とともに指定された、わが国では初期に指定された公園の一つである。

当初、指定区域は日光、尾瀬及び奥鬼怒地区であったが、昭和25年9月22日に区域が拡張され、那須甲子・塩原、藤原、栗山及び足尾地区が加えられた。平成19年8月30日に尾瀬国立公園の指定に伴って尾瀬地域が本公園の区域から削除されたため、本公園は日光地域と那須甲子・塩原地域から構成されている。

那須甲子・塩原地域は、本公園の北東半分を占め、那須甲子地区と塩原地区から成る地域である。那須甲子地区は、北部日本を縦走する那須火山帯の南端に位置し、茶臼岳を中心とした那須連山が背梁をなし、そこからゆるやかな高原が続き、この中を阿武隈川、黒川、余笹川等が浸食する変化に富む地形を呈している。一方、塩原地区は、高原火山群を中心とし北から南東方向にかけて溪谷と高原が関東平野に向かって広がっており、全体として火山性の山岳、高原地域といえることができる。また、本地域には著名な温泉が各所に存在し、東京から鉄道や東北自動車道で容易にアクセスできるため、多くの利用者が訪れている。

本地域の公園計画等については、昭和25年の指定以来、幾度かの利用施設の追加・削除の変更が行われ、昭和60年9月5日には社会条件等の変化に対応するため、全般的な見直し（再検討）が行われた。また、平成4年、平成11年及び平成18年に点検が行われ、現在に至っている。

今回は、豊かで多様な動植物が見られる那須御用邸用地の一部を国民が自然に直接ふれあえる場とするため、宮内庁から環境省に所管換することとなったことから、当該地域の適正な保護と利用を図るため、下記の方針により公園区域の一部変更を行うものである。

## 記

### (1) 保護規制計画

宮内庁から環境省に所管換される土地について、適正な保護を図るために特別地域の変更（拡張）を行う。なお、今回の変更は所管換に伴う関係部分の公園計画の見直しであるため、該当する部分以外の保護規制計画は現行のとおりとする。

### (2) 利用施設計画

国民が自然に直接ふれあえる場として宮内庁から環境省に土地の所管換が行われることを踏まえて、所管換の目的達成のため、那須高原集団施設地区の区域拡張を行い、所管換に係る土地を編入する。また、集団施設地区としての一体的な整備を進めるため、周辺の宿舍、園地、歩道等の利用施設も集団施設地区に編入するとともに、単独施設計画の削除等、必要な利用施設計画の変更を行う。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 2 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の各一部

変更理由	面積 (ha)						
<p>本地域は、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地の一部であり、那須高原の中腹に位置する。自然性の高いコナラ、ミズナラの二次林等、優れた自然環境を有し、隣接する特別地域と一体となった風致を呈していることから、優れた風致景観の維持を図るため、特別地域とする。</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">155</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> </table>	国	155	公	0	私	0
国	155						
公	0						
私	0						
<p>変更部分面積計</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">155</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> </table>	国	155	公	0	私	0
国	155						
公	0						
私	0						
<p>変更前特別地域面積</p>	<p>22,526</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">15,231</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">2,291</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">5,004</td> </tr> </table>	国	15,231	公	2,291	私	5,004
国	15,231						
公	2,291						
私	5,004						
<p>変更後特別地域面積</p>	<p>22,681</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">15,386</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">2,291</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">5,004</td> </tr> </table>	国	15,386	公	2,291	私	5,004
国	15,386						
公	2,291						
私	5,004						

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表3：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	那須御用邸北側	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の 各一部

変更理由	面積 (ha)						
<p>本地域は、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地の一部であり、那須高原の中腹に位置する。自然性の高いコナラ、ミズナラの二次林等、優れた自然環境を有し、隣接する第2種特別地域と一体となった風致を呈していることから、各種行為との調整を図りつつ良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">155</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> </table>	国	155	公	0	私	0
国	155						
公	0						
私	0						
<p>変更部分面積計</p>	<p>155</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">155</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">0</td> </tr> </table>	国	155	公	0	私	0
国	155						
公	0						
私	0						
<p>変更前第2種特別地域面積</p>	<p>13,103</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">9,187</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">899</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">3,017</td> </tr> </table>	国	9,187	公	899	私	3,017
国	9,187						
公	899						
私	3,017						
<p>変更後第2種特別地域面積</p>	<p>13,258</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">9,342</td> </tr> <tr> <td>公</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">899</td> </tr> <tr> <td>私</td> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;">3,017</td> </tr> </table>	国	9,342	公	899	私	3,017
国	9,342						
公	899						
私	3,017						



イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積（変更後）

(表 4 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

		変								
地域区分		特別地域								
地種区分		特別保護地区			第1種			第2種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
福島県	土地所有別面積	0	0	0	229	285	0	1,509	602	1,271
	地種区分面積別 (比率)				514 (7.0)			3,382 (46.1)		
	地域地区面積別 (比率)	0 (0.0)								
	地域別面積 (比率)									
栃木県	土地所有別面積	28	0	0	938	2	0	7,833	297	1,746
	地種区分面積別 (比率)				940 (2.9)			9,876 (31.0)		
	地域地区面積別 (比率)	28 (0.1)								
	地域別面積 (比率)									
合計	土地所有別面積	28	0	0	1,167	287	0	9,342	899	3,017
	地種区分面積別 (比率)				1,454 (3.7)			13,258 (33.8)		
	地域地区面積別 (比率)	28 (0.1)								
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積ha、比率%)

更 後									
第3種			普通地域 (陸域)			合 計 (陸域)			海中 公園 地区
国	公	私	国	公	私	国	公	私	
374	839	177	1,336	197	510	3,448	1,923	1,958	
1,390 (19.0)									
5,286 (72.1)									
5,286 (72.1)			2,043 (27.9)			7,329 (100.0)			0ヶ所 0.0
4,475	266	1,810	11,828	512	2,138	25,102	1,077	5,694	
6,551 (20.6)									
17,367 (54.5)									
17,395 (54.6)			14,478 (45.4)			31,873 (100.0)			0ヶ所 0.0
4,849	1,105	1,987	13,164	709	2,648	28,550	3,000	7,652	
7,941 (20.3)									
22,653 (57.8)									
22,681 (57.9)			16,521 (42.1)			39,202 (100.0)			0ヶ所 0.0

## (イ) 地域地区別市町村別面積

(表 5 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名			現 行						普通地域 (陸域)	合計 (陸域)
			特別地域					小計		
			特保	第1種	第2種	第3種	小計			
福島県	南会津郡	下郷町	0	285	614	1,390	2,289	706	2,995	
	西白河郡	西郷村	0	229	2,768	0	2,997	1,337	4,334	
小計			0	514	3,382	1,390	5,286	2,043	7,329	
栃木県	矢板市		0	0	104	1,147	1,251	1,197	2,448	
	那須塩原市		0	428	5,146	5,244	10,818	11,277	22,095	
	塩谷郡	塩谷町	0	0	455	0	455	237	692	
	那須郡	那須町	28	512	4,016	160	4,716	1,767	6,483	
小計			28	940	9,721	6,551	17,240	14,478	31,718	
合計			28	1,454	13,103	7,941	22,526	16,521	39,047	

(単位 : ha)

変 更 後							増減
特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域)	
特保	第1種	第2種	第3種	小計			
0	285	614	1,390	2,289	706	2,995	0
0	229	2,768	0	2,997	1,337	4,334	0
0	514	3,382	1,390	5,286	2,043	7,329	0
0	0	104	1,147	1,251	1,197	2,448	0
0	428	5,146	5,244	10,818	11,277	22,095	0
0	0	455	0	455	237	692	0
28	512	4,171	160	4,871	1,767	6,638	155
28	940	9,876	6,551	17,395	14,478	31,873	155
28	1,454	13,258	7,941	22,681	16,521	39,202	155

### 3 施設計画

#### (1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

##### ア 集団施設地区

那須高原集団施設地区を次のとおり変更する。

(表6：区域変更表)

番号	区分	名称	告示年月日	変更部分の区域
1	拡張	那須高原	平成11年7月30日	栃木県那須郡那須町 大字大島及び大字高久丙の 各一部

変更理由	変更面積 (ha)	変更後面積 (ha)
公園利用の拠点となる区域とするため、集団施設地区を拡張し、宮内庁から環境省に所管換が予定されている土地及びその周辺地域を編入する。	729.7	881.3

(表7：集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	那須高原	栃木県那須郡那須町 大字大島、大字高 久丙及び大字湯本 の各一部	<p>本地区は、那須火山東麓の標高約700mから1,300mにかけての緩傾斜地で、ミズナラ、コナラ林やブナの自然林など那須高原を特徴づける植生が良好な状態で残されており、動植物相も豊富である。また、那須甲子地区の公園利用上の主要動線となっている2本の道路が通っており、那須湯本地区等の主要利用拠点とも近接している。</p> <p>那須高原地区の豊かな自然を、訪れる利用者に理解してもらおうとともに、その自然に直接ふれあえる施設を総合的に整備するものとする。なお、施設の整備にあたっては、自然環境の保全を第一に考え、簡素で風格のあるものになるよう留意する。</p>

整備計画区 及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
北部整備計画区	豊かな自然環境の保全を図りつつ自然観察や自然体験の場として活用するために必要な施設を整備する。	568.8			一般計画 昭29. 2. 18 決定 昭60. 9. 5 変更
南部整備計画区	集団施設地区の入口として、案内、誘導機能を有する拠点として整備するとともに、温泉利用を中心とした滞在拠点や自然探勝のための地区として、必要な施設を整備する。	312.5			区域 昭36.10.24 指定 昭45. 7. 1 変更 昭46.11. 9 変更 昭60. 9. 5 変更 平11. 7.30 変更
道路 (車道)	当該集団施設地区を周回する車道及び北温泉に至る車道を整備する。				詳細計画 昭36.10.24 指定 昭45. 7. 1 変更 昭46.11. 9 変更 昭60. 9. 5 変更 平 4. 7.14 変更 平11. 7.30 変更
道路 (歩道)	地区内各施設間、地区外の公園利用施設との連絡を図るための歩道を整備し、適切な利用の誘導を図る。				
面積計		国	公	私	
		562.0	221.3	98.0	
		881.3			



イ 単独施設

次の単独施設を削除する。

(表 8 : 単独施設削除表)

番号	種類	位置	告示年月日
35	宿舎	栃木県那須郡那須町（北）	昭和60年9月5日
36	園地	栃木県那須郡那須町（駒止めの滝）	昭和60年9月5日
37	宿舎	栃木県那須郡那須町（旭）	昭和60年9月5日
38	宿舎	栃木県那須郡那須町（大丸）	昭和60年9月5日
40	園地	栃木県那須郡那須町（おだん）	昭和60年9月5日
41	宿舎	栃木県那須郡那須町（おだん）	昭和60年9月5日
43	園地	栃木県那須郡那須町（殺生石）	昭和60年9月5日

理由

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

ウ 道路

(ア) 車道

① 削除

次の車道を削除する。

(表9：道路（車道）削除表)

番号	路線名	区間
11	弁天北温泉線	起点－栃木県那須郡那須町（弁天温泉・車道分岐点） 終点－栃木県那須郡那須町（北温泉入口）
12	那須周回線	起点－栃木県那須郡那須町（那須湯本） 終点－栃木県那須郡那須町（おだん・車道合流点）

主要経過地	告示年月日	理由
旭温泉	昭和60年9月5日	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。
弁天温泉、大丸温泉、 八幡温泉	昭和60年9月5日	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。

② 変更

次の車道を次のとおり変更する。

(表10：道路（車道）変更表)

現 行				
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
4	那須甲子線	起点－福島県西白河郡西郷村（新甲子・車道分岐点） 終点－栃木県那須郡那須町（八幡温泉・車道合流点）	赤面山スキー場	昭和60年9月5日
10	那須岳線	起点－栃木県那須郡那須町（大丸温泉・車道分岐点） 終点－栃木県那須郡那須町（大丸温泉・車道合流点）	峰の茶屋登山口	昭和60年9月5日

新 規

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	理由
4	那須甲子線	起点－福島県西白河郡西郷村（新甲子・車道分岐点） 終点－栃木県那須郡那須町（八幡温泉）	赤面山スキー場	甲子地区と那須地区を結ぶ車道とする。途中展望地点に路傍駐車を付帯させる。	那須周回線車道の削除に伴い、終点の表記を変更する。
10	那須岳線	起点－栃木県那須郡那須町（大丸温泉） 終点－栃木県那須郡那須町（大丸温泉）	峰の茶屋登山口	那須周回線より那須岳ロープウェイ駅方面へ向かう大型バス、自家用車などの渋滞、混雑を緩和するため循環線とする。	那須周回線車道の削除に伴い、起終点の表記を変更する。

(イ) 歩道

次の歩道を削除する。

(表11：道路（歩道）削除表)

番号	路線名	区間
22	八幡温泉殺生石線	起点－栃木県那須郡那須町（八幡温泉） 終点－栃木県那須郡那須町（殺生石）

主要経過地	告示年月日	理由
	昭和60年9月5日	集団施設地区内の施設に振り替えるため削除する。